

平成29年12月12日
道路局道路交通管理課

過積載車両の荷主対策の試行を開始します！
～トラック事業者と荷主の責任の適切な分担に向けて～

過積載は、道路を劣化させるとともに深刻な事故の原因となっており、過積載の大きな要因として、荷主からの要求や非効率な商慣習があります。

国土交通省では、荷主にも責任とコスト等を適切に分担させていく取組の一環として、全国の直轄国道や高速道路で、12月12日より、過積載車両の荷主対策の試行を順次開始します。

過積載の大型車両は、通行台数の0.3%ですが、道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割となっています。また、通行する特殊車両の約3割が過積載車両となっています。

国土交通省では、過積載車両の荷主対策として、平成30年度内の本格導入に向け、次の取組の試行を開始します。収集した荷主情報を活用し、自動車部局と連携しながら、荷主勧告制度^注の運用強化を図ってまいります。

① 基地取締り時の違反者からの荷主情報の聴取

[実施期間：12月12日から当面の間]

直轄国道や高速道路における基地取締り時に、道路管理者が過積載等の違反車両を確認した場合、警告書の発出又は措置命令の実施に併せて、運転者の任意協力のもとで、当該違反通行に係る荷主情報を聴取します。

② 特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載

[実施期間：1月16日から約1か月間]

北海道開発局が受付先となる特殊車両通行許可申請時に運送事業者が任意で荷主情報を申請書に記載し、道路管理者に提出する申請の受付を開始します。

※ 具体的な申請方法は、以下のウェブサイトをご覧ください。

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/ninushitaisaku_pr.html

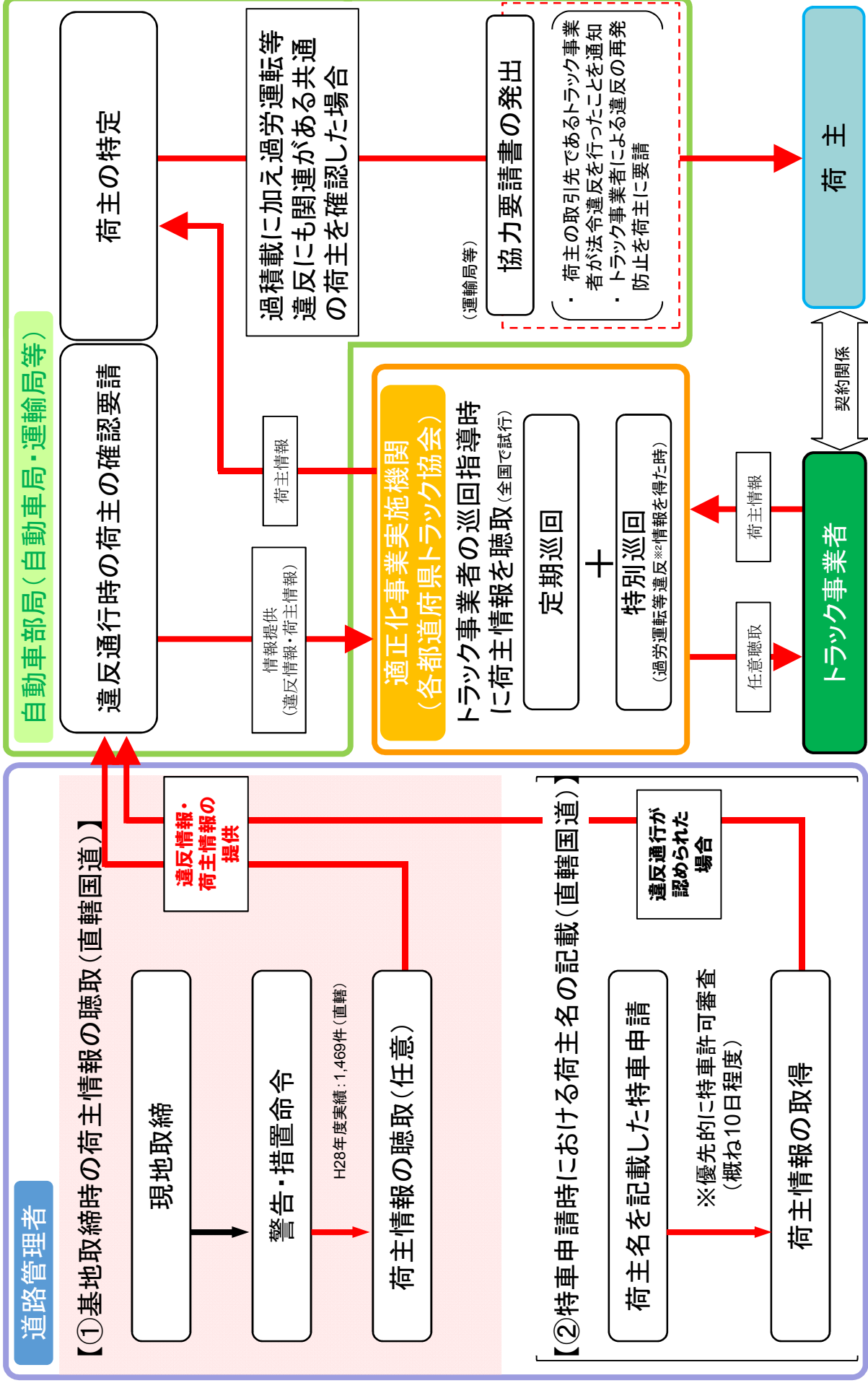
注) 荷主勧告制度とは、トラック事業者の違反行為に対し行政処分を行う場合、当該違反行為が主として荷主の行為に起因すると認められる時は、運輸局等より荷主に対し違反行為の再発防止のための措置を執るべきことを勧告する制度。(詳細は、参考資料4を参照)

【問い合わせ先】

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室
企画専門官 中川 敏正 (内線 37432)
課長補佐 関谷 正寿 (内線 37436)
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8483 FAX 03-5253-1617

過積載車両の荷主対策【試行】(全体像)

参考資料1



※1 赤字箇所は、今回の試行に伴い、道路管理者による情報の取得又は自動車部局による情報の活用が強化されるプロセスである。
※2 乗務時間等告示違反

年度	基地取締り時の荷主情報の聴取 (直轄国道等)	特車申請時における荷主名の記載 (直轄国道)
H29年度	<p>12月12日(火)～</p> <p>① 試行開始 ※ 全ての地方整備局等</p>	<p>1月16日(火)～</p> <p>① 試行開始 ※ 北海道開発局</p>
H30年度	<p>② 結果とりまとめ・検証</p> <p><検証内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷主名の聴取状況 ・ 過積載の多い荷主の業種 ・ 自動車部局での荷主情報の活用状況 <p>③ 本格導入</p>	<p>② 地域拡大 ※ 全ての地方整備局等</p> <p>③ 結果とりまとめ・検証</p> <p><検証内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷主名の記載状況 ・ 荷主名を記載した事業者の過積載の有無 ・ 事業者へのインセンティブ(優先的審査)の妥当性 <p>④ 本格導入</p>

(参考)特車申請時における荷主名の記載(イメージ)

参考資料3

<現在>

<試行内容>

様式第一 (用紙A4)

受付番号

特殊車両通行 許可申請書 ()

平成 年 月 日

道路管理課 課

通行開始日 平成 年 月 日
 通行終了日 平成 年 月 日

住所 氏名
 会社名/氏名

代表者名
 担当者名
 事業区分

TEL

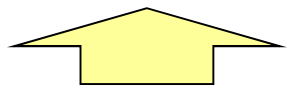
車種区分	車名及び型式	幅	高さ	長さ
車両番号等		cm	cm	cm
他台				
他台				

品名

総重量	最低軸距	最低軸距距	総軸重量	長さ
kg	cm	cm	kg	cm
幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大軸荷重
cm	cm	cm	kg	kg

通行区分

更新又は変更経緯	変更事由
年月日 許可番号 車両台数 総通行経路数	年月日 許可番号 車両台数 総通行経路数
新規時	新規時
新台	新台



様式第一 (用紙A4)

受付番号

特殊車両通行 許可申請書 ()

平成 年 月 日

道路管理課 課

通行開始日 平成 年 月 日
 通行終了日 平成 年 月 日

住所 氏名
 会社名/氏名

代表者名
 担当者名
 事業区分

TEL

車種区分	車名及び型式	幅	高さ	長さ
車両番号等		cm	cm	cm
他台				
他台				

品名

総重量	最低軸距	最低軸距距	総軸重量	長さ
kg	cm	cm	kg	cm
幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大軸荷重
cm	cm	cm	kg	kg

通行区分

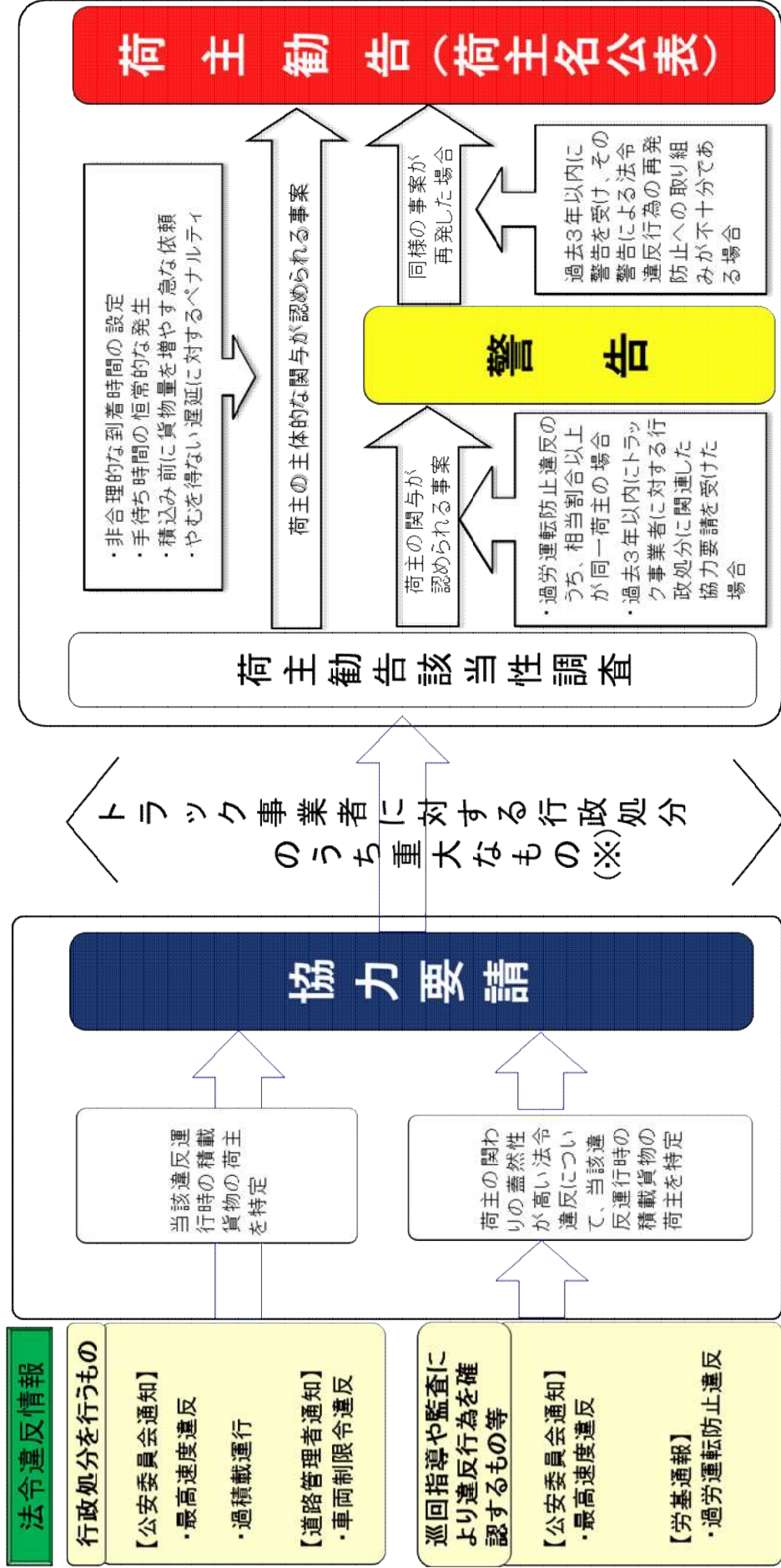
更新又は変更経緯	変更事由
年月日 許可番号 車両台数 総通行経路数	年月日 許可番号 車両台数 総通行経路数
新規時	新規時
新台	新台

- ※ 対象申請は新規申請(オンラインでの申請に限る)であり、申請時に荷主との契約書を提出
- ※ 対象者は、申請時点において荷主が一者でも確定している者
- ※ 申請者へのインセンティブとして、審査の優先処理(道路管理者間の協議がない場合、かつ、申請内容に不備がない場合に限る)

(参考)荷主勧告制度の概要

参考資料4

- トラック事業者の違反行為に対し行政処分を行う場合、当該違反行為が主として荷主の行為に起因すると認められる時は、荷主に対し違反行為の再発防止のための措置を執るべきことを勧告するもの
- 平成29年7月から、荷主への早期の働きかけを行うため、行政処分を前提とする運用を改め、トラック事業者への行政処分の前に協力要請を行う機会を設定



(※)行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。